

## 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度等の改正

【改正時期】令和5年4月1日以降に公告又は指名通知する入札から適用

### 1 調査基準価格（最低制限価格）の見直し

#### (1) 対象の工事

建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）

##### ① 見直しの内容

改正前	改正後（R5.4.1～）
直接工事費×0.90×0.97	直接工事費×0.90×0.97
共通仮設費×0.90	共通仮設費×0.90
(現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90	(現場管理費+直接工事費×0.10)×0.90
一般管理費等×0.55	一般管理費等× <u>0.68</u>
上記の合算額	上記の合算額

#### (2) 対象の工事

土木工事（上記区分に含まれない工事を含む。）

##### ① 見直しの内容

改正前	改正後（R5.4.1～）
直接工事費×0.97	直接工事費×0.97
共通仮設費×0.90	共通仮設費×0.90
現場管理費×0.90	現場管理費×0.90
一般管理費等×0.55	一般管理費等× <u>0.68</u>
上記の合算額	上記の合算額

※最低制限価格の算定方法についても調査基準価格の算定方法と同様に改正

### 2 新居浜市低入札価格調査実施要領第6条に基づく判定基準の見直し

#### (1) 対象の工事

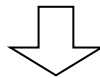
全ての公共工事

別紙

① 見直しの内容

改正前

- |                                    |
|------------------------------------|
| ① 直接工事費は、発注者が設計した直接工事費の75%以上であること。 |
| ② 共通仮設費は、発注者が設計した共通仮設費の70%以上であること。 |
| ③ 現場管理費は、発注者が設計した現場管理費の70%以上であること。 |
| ④ 一般管理費は、発注者が設計した一般管理費の30%以上であること。 |



改正後 (R5. 4. 1～)

- |   |
|---|
| ① 直接工事費は、発注者が設計した直接工事費の <u>90%以上</u> であること。 |
| ② 共通仮設費は、発注者が設計した共通仮設費の <u>80%以上</u> であること。 |
| ③ 現場管理費は、発注者が設計した現場管理費の <u>80%以上</u> であること。 |
| ④ 一般管理費は、発注者が設計した一般管理費の30%以上であること。          |

3 簡易型総合評価落札方式における総合評価値でのダンピング対策について

(1) 対象の工事

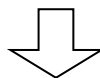
簡易型総合評価落札方式により入札を実施する全ての工事

①見直しの内容

改正前

(全入札者の評価値算定式)

$$\text{総合評価値} = \{ \text{基礎点 (100点 + 加算点)} / \text{入札金額 (億円)} \}$$



改正後 (R5. 4. 1～)

(低入札調査基準価格未満で応札した者の評価値算定式)

$$\text{総合評価値} = \{ \text{基礎点 (100点 - 10点 (低入札減点) + 加算点)} / \text{入札金額 (億円)} \}$$

※低入札調査基準価格以上で応札した者の評価値算定式の改正はなし。